

『西尾闘球会』規約

(名 称) 本会の名称を西尾闘球会と称する。

(発 足) 本会の設立日を2017年10月1日とし、同日から活動を開始するものとする。

(目 的) 本会はドッジボール競技に携わる総人口の増加を目的として、シニア競技者を募り活動する。本会はチームを発足させシニア部門の競技ドッジボールを行うものとし、年間を通じて練習を行い、技術向上に努めるとともに仲間意識の成熟を図り、出場する大会において常に上位入賞を狙う。最終的にシニアカテゴリにおいて全国制覇することをチームの目標とする。

(本拠地) 通常練習場所として西尾市内体育館の使用を基本とし、適宜周辺施設での練習も可能とする。

(役 員) 本会役員として以下の者を配置する。

〈代表者〉石川真二 〈事務局〉村田勝彦

〈庶 務〉鈴木美保子 三浦啓代 澤村俊輔 樋江井良充

(コーチ) 本会は選手兼任コーチ制とし、シニア競技に精通しており代表が適任と判断した選手をコーチとして配置し練習時、大会時のチーム責任者とする。選手の自主性に重点を置くため大人をコーチとせず現役選手がコーチを兼任するものとし役員はコーチの人材育成を重んじるものとする。

〈ヘッドコーチ〉石川緋梨 〈コーチ〉鈴木星冴

(審 判) 協力者による審判員を募集し、大会帯同審判の依頼、本会練習への参加、選手移動の助力を依頼することとする。

(辞 任) 役員、コーチ及び審判の選任は本会代表者がこれをなし、辞任は本会代表者への報告、了承をもってこれをなす。代表者の辞任・変更は代表者の発議によりこれをなすものとする。

(部 門) S-1部門及びS-1G部門を編成し、各部門の総監督は代表者が務めるものとする。総監督者がチームごとに監督、コーチ、マネージャーの役職者を指名して大会にエントリーするが、総監督者がチーム役職を兼ねることができるものとする。

※S-1部門（一般ファイター）中学生以上の男子及び女子で編成する。

チーム名称：JanDaraRin

※S-1G部門（一般女子単独）中学生以上の女子単独で編成する。

チーム名称：DaMonde HOYAGER おてんば娘

(選手資格) 当該年度において中学生以上であること。

1. 現在他のシニアチームに在籍している選手は本会に入会できない。傷病・戦術等に於いて他チームとの軋轢を生じさせないためチームの二重在籍は認めない。同時に本会所属となった会員も前述の理由のとおり他チームとの二重在籍は認めない。但し大会時他チームへの助っ人参戦はこれに該当しないものとする。

(入 会) 本会への入会届の提出及び活動費の納付をもって入会とする。

1. 会員はJDBAの競技者登録を完了し、その個人会員番号及び競技者登録番号を本会に登録する。
2. 入会希望者が未成年である場合は入会届の親権者同意欄に親権者本人の署名・押印を要する。

- (会 費) 会費は1年度あたり10,000円とし、代表者が指名した者に現金納付するものとする。
1. 現会員の次年度継続会費は2月末日までに次年度のスポーツ保険料と共に納付するものとする。
 2. 新規会員は4、5月の入会時に1年度あたりの会費額の全額を障害保険料と共に納付する。
 3. 6月以降の入会は翌年2月を期日とした残月数に1000円を乗じた額をスポーツ保険料と共に納付するものとする。
 4. 活動費の返還は退会処分を含むいかなる事由においてもこれをしないものとする。
- (その他費用) 各種大会出場費、交通費等は活動費から支出せず、別の案内に従うものとする。
活動費の残高が低下し体育館使用料に満たない場合は、不足分を臨時徴収し会員がこれを平分して充当するものとする。
- (処 分) 本会に所属するものに法令違反行為又は反社会的行為等があった場合、その更生が認められないと本会代表者が判断した場合は一定期間本会への参加禁止処分、または退会処分とする。
また、本会代表者が本会の活動趣旨または他の会員の活動に著しく悪影響を及ぼすと判断した場合は即時退会処分を該当者に通知するものとし、通知された会員は異議を唱えることなく、これに従い退会するものとする。
- (退 会) 本会よりの会員の退会について以下に定める。
1. 本会を退会する場合、退会届を提出する必要はない。本会代表者に退会意思を伝達し、同代表者がこれを了承したとき、同日付で退会が完了したこととする。
 2. 毎年度2月末までに会費を納付することで本会の次年度会員であるとするが、直近の活動実績が無く活動費が納付されないときは、当該年度末日をもって本会を退会したものとみなす。
 3. 代表者が退会処分にした者はその処分の日をもって退会とする。
- (休 会) 本会に家庭の事情、学業優先等の理由で長期にわたり参加できない場合は休会扱いとできる。その際、事前に本会代表者に休会の旨を伝えるものとする。
- (再 開) 本会を家庭の事情、学業優先等の理由により、やむを得ず休会した者の活動再開はこれを妨げない。
退会処分により本会を退会した者は相当期間が経過し、尚且つ本会代表者が再入会を認めた場合を除き再入会できないものとする。
- (保 険) 本会員は全員がスポーツ保険、傷害保険等に加入するものとし、保険未加入者の大会への参加は禁止とする。本会員は公益財団法人スポーツ安全協会への団体加入を基本とする。
- (補 償) 会員希望者の練習体験や会員及びその関係者の練習時、大会時、移動中における傷病、事故等については自己の責任とするものとし、本会は賠償責任を負わないものとする。補償・賠償については前項の保険の範囲内に限る。
- (規約の見直し) 本会規約について修正、削除、加筆が必要な場合は変更することができるものとし、変更がなされた場合は西尾闘球会ホームページに都度アップロードすることで告知とする。
- (解 散) 本会の解散については本旨である目的事項が十分に果たせたとき、又は果たせないと判断した時に本会代表者が解散を決定し、本会員に通知し解散とする。
- (残余金) 本会の解散時に残余金が存在する場合は役員で精算を行う。
- (その他) 本会規約に記載のない事項は本会代表者の判断で解決するものとする。